

「緊急事態宣言」に伴う当組合の当面の対応方針について

このたび、政府から新型コロナウイルスの感染が広がっている東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に、「緊急事態宣言」が発令されました。これを受け、当組合といたしましては、▽同宣言が外出自粛の徹底を要請する一方、都市封鎖は行わないこと▽健康保険組合の公法人としての社会的責任▽事業主及び加入者の皆さまへのサービス、事業継続の必要性——などに鑑み、「2交代制のシフト勤務」の形で業務に当たることといたします。

事業主及び加入者の皆さまには、ご不便をおかけいたしますが、加入事業所の業務に極力支障が生じないよう努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、政府により、さらに踏み込んだ措置が示された場合には、その対応を別途検討し、改めてお知らせいたします。